



水源地域対策の現状と課題

— 魅力ある水源地域づくりのために —



国土交通省 水管理・国土保全局 水資源部
水資源政策課 水源地域振興室



1 水源地域対策とは

2 水源地域対策特別措置法

(水特法)とは

3 ソフト対策・まちづくり

4 水源地域対策基金

5 国のソフト施策

水源地域対策とは

- ダム等(湖沼水位調節施設を含む)の建設は、
多数の住居、農地、山林等の生活基盤を水没させ、地元住民及び地元市町村に多大な影響をもたらすため、
 - ① これらの水没関係者の生活再建措置の実施、
 - ② 関係地域の生活環境及び産業基盤等の整備を通じて、
関係住民の生活の安定と福祉の向上を図ることは、ダム等の建設の重要な課題。

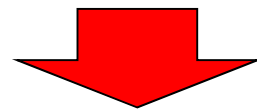
- 水源地域対策は、ダム等の建設を促進するため、
 - ① ダム等の起業者による補償措置、
 - ② 水源地域対策特別措置法(水特法)による地域整備、
 - ③ 水源地域対策基金による生活再建措置などを中心として、
その他の各種地域振興施策を総合的に組み合わせて実施されている。

- 水源地域対策への取組は、
 - ① これまでのダムの計画・建設段階における対策とともに、
 - ② 管理段階のダムを有する水源地域の持続的な保全・活性化等の対策が重要(既に2,700以上のダムが竣工)。

- ダム湖面及び周辺的环境整備等による施設等を、
地域の資源として地域が主体的に活用し、関係機関が連携してこれを支援することにより、水源地域の振興を図ることが求められている。

ダムの建設により水没地域が受ける影響の特殊性

- ① 水没地域の住民にとっては、単に土地や家屋等の水没を招くだけでなく、水没周辺地域の生活基盤を支えているコミュニティそのものが失われることによる影響
- ② ダムが建設される地域は、一般的に過疎化や高齢化が進行する農山村地域であることによる影響
 - ア 水没関係者が地域内や周辺地域で新たに住宅や職を得るチャンスが小さく、生活再建に向けた環境は厳しい。
 - イ ダムの建設が人工的な過疎化、高齢化をもたらす側面があり、残存住民の今後の生活継続に向けた環境は厳しい。
 - ウ 水没地域市町村は、一般的に財政基盤が脆弱であり、人工的な過疎化、高齢化により大きな打撃を受ける。
- ③ ダム建設の影響を受ける水没地域と受益地域が異なることにより地域間バランスが崩れることによる影響



きめの細かい生活再建、地域振興対策が必要

水源地域対策の経緯(水特法が制定されるまで)①

- 戦前の小河内ダム(東京都奥多摩町)の建設計画において大規模な水没の発生が予想されたことから、水没住民に関する問題が顕在化
- 戦後、利水・治水上の必要性からダムの大規模化、多目的化が進み、水没規模も大きくなる傾向
 - ※ 戦後復興のための電力確保・・・発電ダムの急増
(1952年 電源開発(株)設立)
 - ※ 戦後の大水害・・・「ダムで治水」の発想
→ 1957年 特定多目的ダム法の制定
- 昭和30年代の松原・下笠ダム建設に対する反対運動
 - ※ ダム建設に伴う水没地域住民の生活再建の展望が示されなかったことが反対運動の激しさの根底にあった要因。
- 以上のような出来事が契機ともなって、
 - ▽ 1962年 「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(損失補償)
 - ▽ 1967年 「公共事業の施工に伴う公共補償基準要綱」(公共補償)が策定された。
 - 損失補償 : 財産価値の完全な補償
 - 公共補償 : 同種施設による機能回復

水源地域対策の経緯(水特法が制定されるまで)②

- こうして、一般的な公共事業に伴う補償に関するルールが定められたが、ダム建設に伴う水没関係者(地域住民、地方公共団体)に対する対応としては、ダム建設に伴う特殊性から補償のみでは限界があり、実態的に不十分。

▽ 以下の特段の措置が必要との認識

- ① 水没関係住民の生活再建の確保
- ② 人工的な過疎化現象の発生の防止
- ③ 地元地方公共団体等の財政事情の悪化の防止
- ④ ダム建設によって生じる利害の調整

○ 水源地域対策特別措置法(水特法)制定までの経緯

1966年 大分県の要望(松原・下釜ダムの状況を受けて)

1969年 全国知事会の要望(八ツ場ダム建設への対応)

1972年 田中内閣発足

琵琶湖総合開発特別措置法の制定

⇒ 総合開発計画の作成・国の負担割合の嵩上げ、
下流負担・生活再建措置

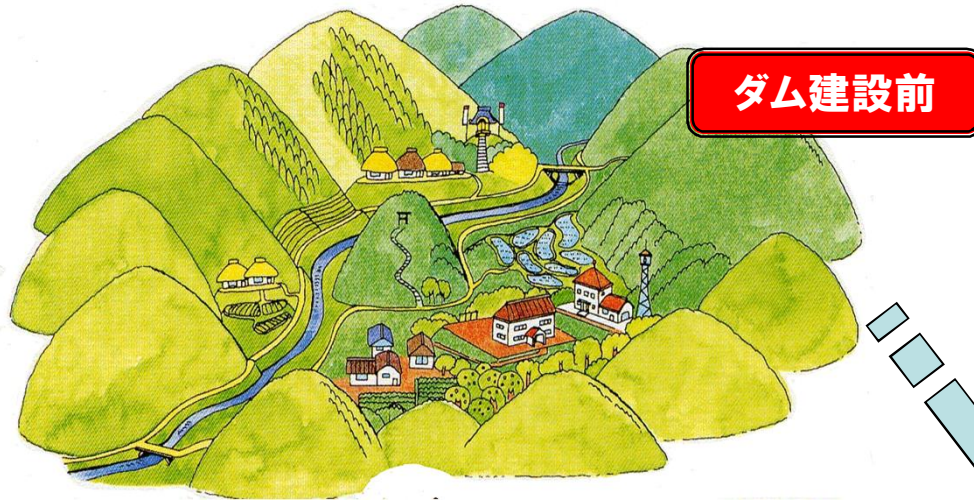
全国知事会による再度の要望

水源地域開発問題関係政務次官協議会



1973年 水源地域対策特別措置法の制定

水源地域対策の全体像(イメージ)



ダム建設前

■水源地域対策基金による生活再建対策等

- ・生活再建相談員の設置
- ・代替地取得のための利子補給
- ・まちづくり支援、水源林整備 等

■水源地域の活性化のためのソフト対策

- ・水源地域活性化リーダー養成研修
- ・水源地域対策アドバイザー派遣
- ・生活再建相談員研修
- ・水源地域活性化調査

■ダム事業者による補償

一般補償

- ・住宅
- ・農地
- ・山林



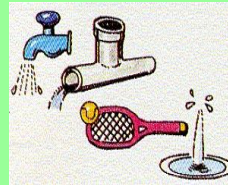
公共補償

- ・道路
- ・役場
- ・学校

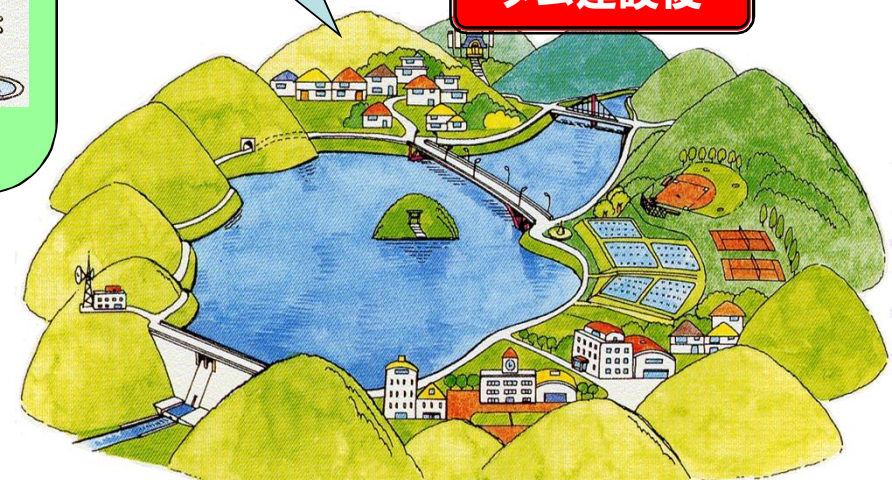


■水源地域対策特別措置法に基づく整備事業

- ・生活環境整備
- ・産業基盤整備
- ・福祉施設
- ・水質保全施設
- ・防災施設
- ・観光・レクリエーション施設 等



ダム建設後



- 指定ダム等
96ダム+霞ヶ浦
- 整備計画決定
89ダム+霞ヶ浦
(平成22年1月現在)

1 水源地域対策とは

**2 水源地域対策特別措置法
(水特法)とは**

3 ソフト対策・まちづくり

4 水源地域対策基金

5 国のソフト施策

水特法のポイント

① 目的

ダム等の建設によりその基礎条件が著しく変化する水源地域について、生活環境、産業基盤等を整備し、あわせてダム貯水池の水質の汚濁を防止する等により、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もってダム等の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与する。

② 適用対象となるダム等

国、地方公共団体、水資源機構が建設する水没戸数が20戸以上又は水没農地面積が20ha以上(北海道は水没農地面積が60ha以上)のダム及び大規模開発の湖沼水位調節施設

▽ ダムについては、水没の規模が要件であり、ダムの規模、機能は問わず、例えば治水ダムでも可。

③ スキームと支援措置

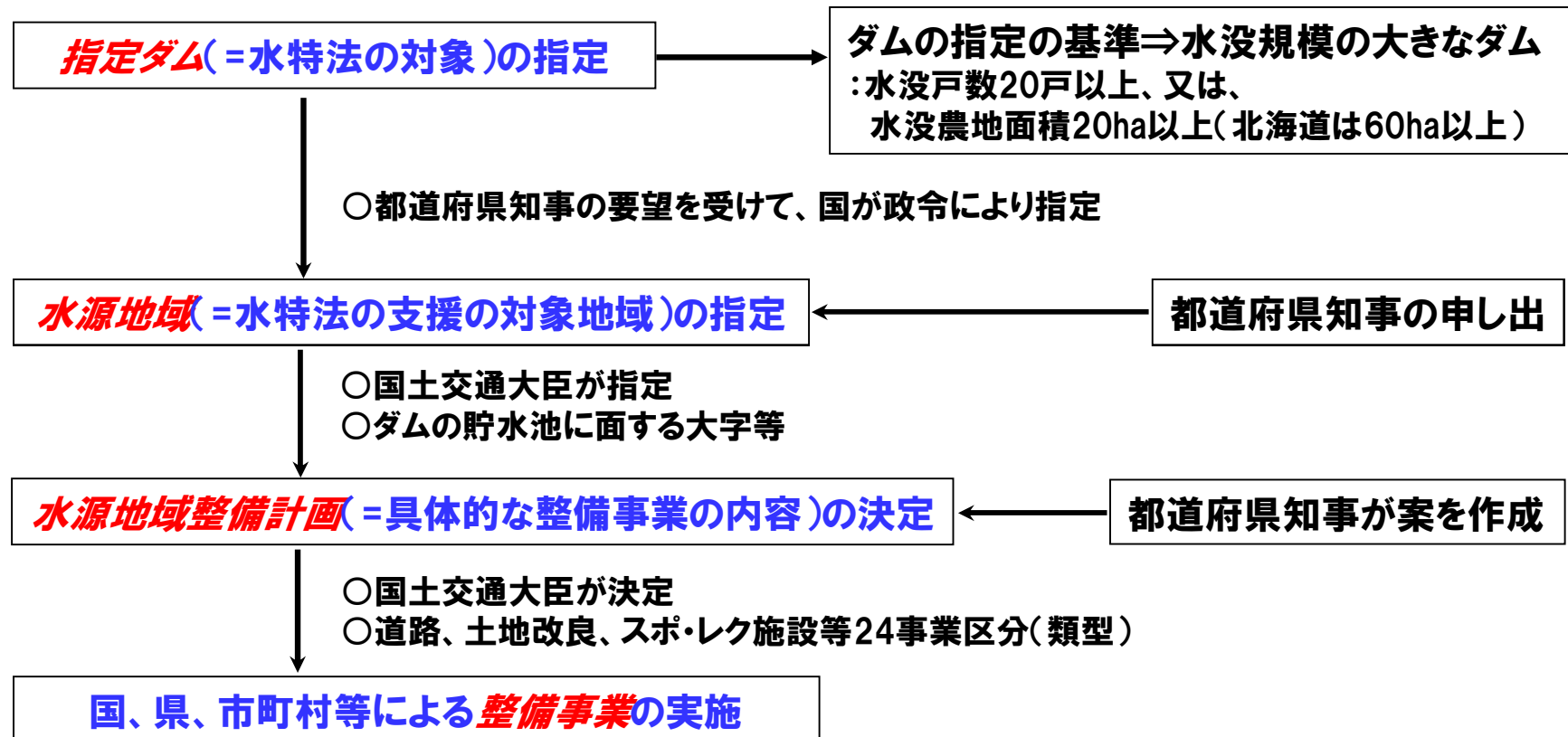
地元の要望に基づきダム等の指定、水源地域の指定を行い、水源地域で行う土地改良、治山、道路等の事業を定めた水源地域整備計画を決定し、

これに基づき地域の生活環境、産業基盤等の整備、ダム等の貯水池の水質汚濁の防止のための事業を実施。

また、税制特例措置等水源地域の活性化に必要な措置を講じている。

水特法の仕組み

目的： 水源地域の生活環境、産業基盤等の整備によるダム等の建設の促進



【水源地域対策特別措置法のメリット】

- 国の公共事業(国庫補助事業)の採択に当たっての配慮
- 大規模水没ダム(水没戸数150戸以上又は水没農地面積150ha以上)は国庫補助事業の補助率の嵩上げ
- 事業費(地元負担分)の下流の受益地域による一部負担
- 国及び地方公共団体による水源地域の活性化のための努力義務 等

水特法のメリット

- ① 水源地域整備計画に基づく事業(整備事業)に位置づけられた国庫補助事業等の優先的な採択(第5条～第7条)
- ② 下流受益者による整備事業に要する経費の一部負担措置(第12条)
- ③ 水没規模の大きいダム等における補助率の嵩上げ措置(第9条)
対象は、水没戸数が150戸以上又は水没農地面積が150ha以上のダム(当該水源地域をその区域に含まない都府県が著しく利益を受けるダムは、水没戸数が75戸以上又は水没農地面積が75ha以上)
▽ 補助率の嵩上げは、事業ごと、また、ダム指定の時期により異なる。
例：道路(平成5年度以降の指定ダムの場合)
通常補助率 特例の補助率
1/2 → 5.5/10(雪寒道路2/3、地域高規格6/10)
- ④ 税制上の特例措置(第13条、第14条)
 - ア 水源地域に立地する製造業又は旅館業に係わる固定資産税の不均一課税に伴う減収補填措置
 - イ 水源地域に立地する製造業又は旅館業に係わる所得税、法人税の特別償却
- ⑤ 関係機関等による生活再建措置のあっせん(第8条)

水源地域整備計画の対象事業

- ・土地改良*
- ・治山*
- ・治水*
- ・道路*
- ・簡易水道*
- ・下水道
- ・義務教育施設*
- ・診療所*
- ・宅地造成
- ・公営住宅
- ・林道
- ・造林
- ・共同利用施設
- ・自然公園
- ・公民館等
- ・スポーツ・レクリエーション施設
- ・保育所等
- ・老人福祉センター等
- ・地域福祉センター
- ・有線放送電話・無線電話
- ・消防施設
- ・畜産汚水処理施設
- ・し尿処理施設
- ・ごみ処理施設

*:補助率嵩上げ対象事業

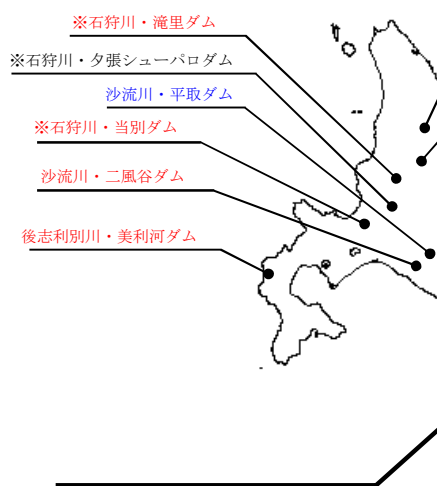
以上 24事業区分(類型)

水源地域整備計画と補償工事(合併施行)

- ダム建設によって水没する公共施設については、ダムの起業者による補償工事が実施される。この補償工事は水源地域整備計画には含まれない。
- 現況回復のみでは十分な効果が得られない場合には、補償工事と水特事業の合併施工を行う場合がある。

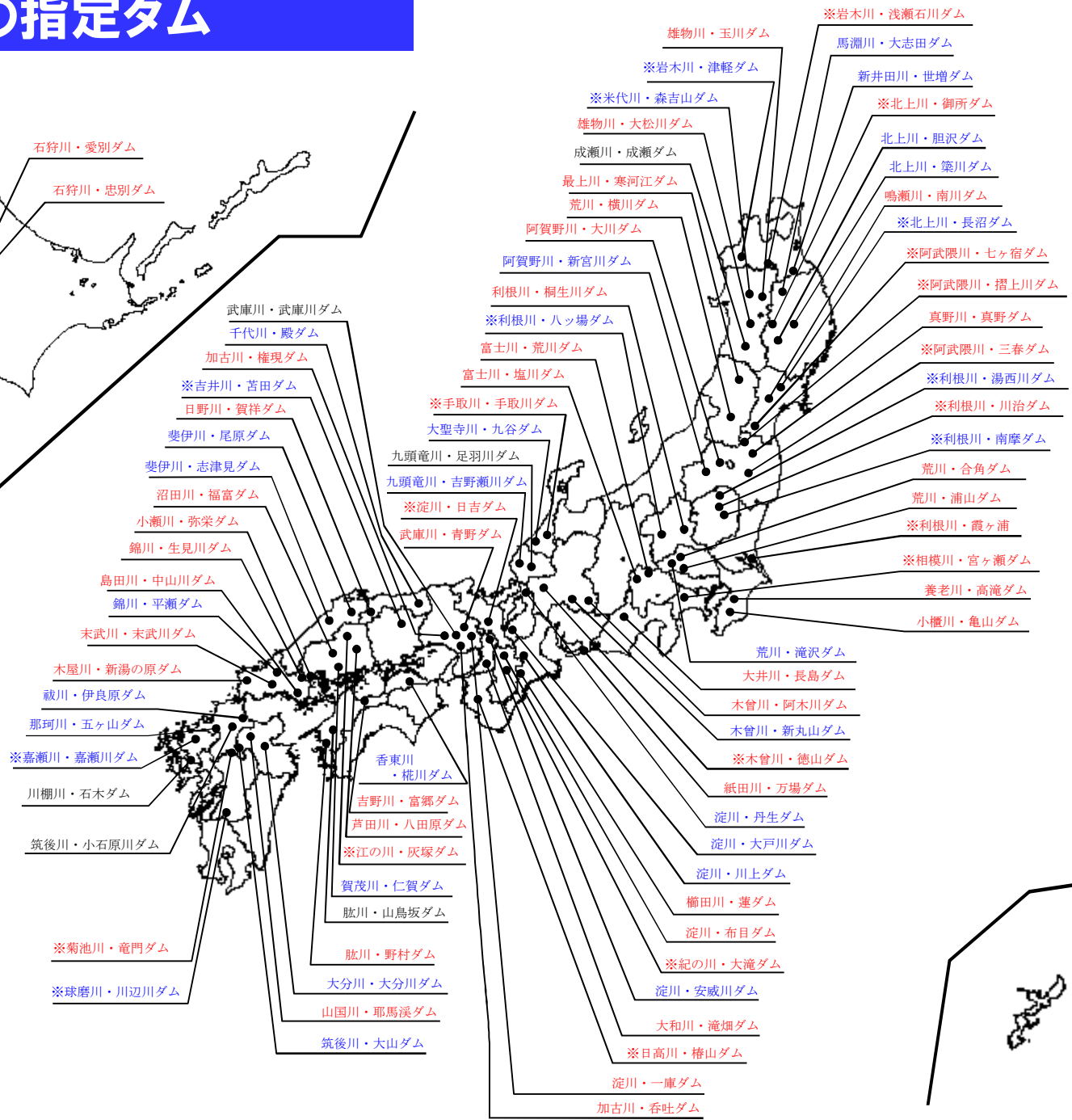


水特法の指定ダム



赤字: 整備計画完了
青字: 整備計画実施中
黒字: 整備計画未決定
※印: 補助率嵩上げ対象 (H22年1月末現在)

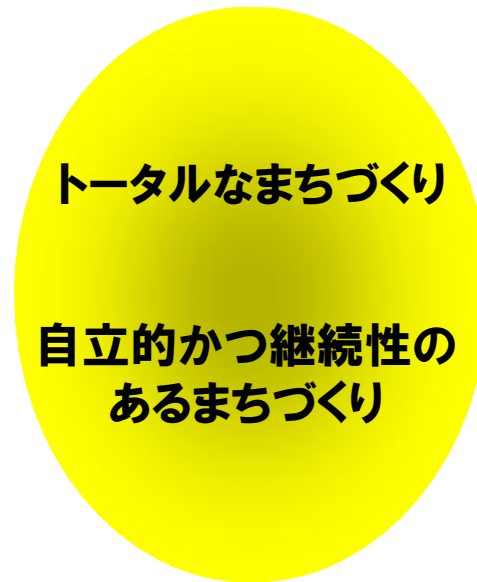
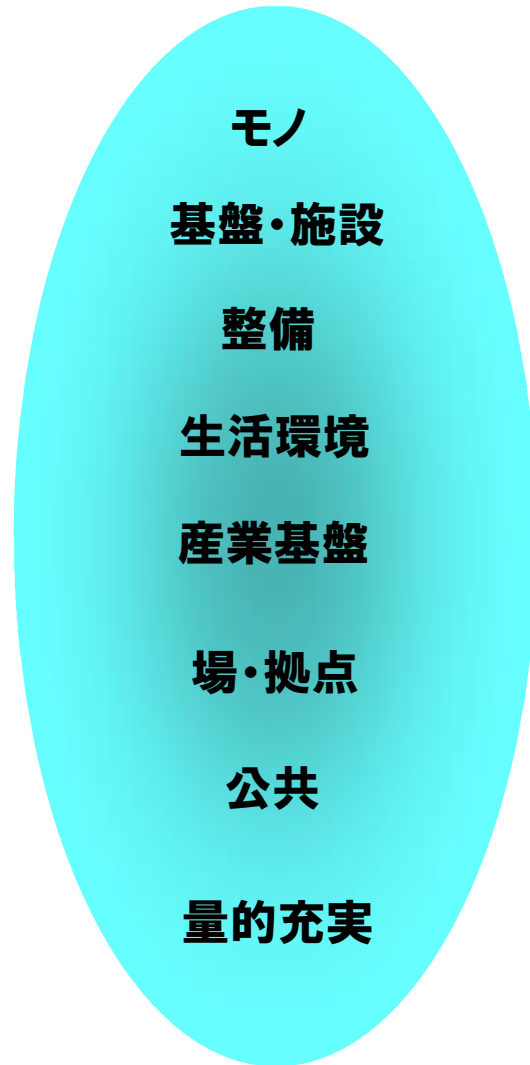
指定ダム
96ダム+霞ヶ浦
うち、法第9条による補助率嵩上げ対象
26ダム+霞ヶ浦
整備計画決定ダム
89ダム+霞ヶ浦



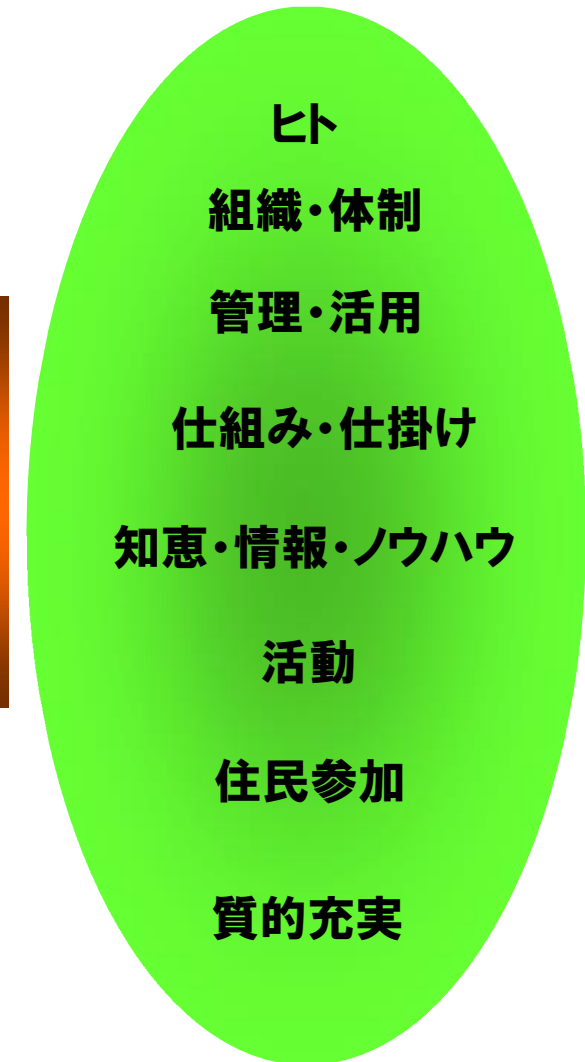
- 1 水源地域対策とは
- 2 水源地域対策特別措置法
(水特法)とは
- 3 ソフト対策・まちづくり**
- 4 水源地域対策基金
- 5 国のソフト施策

ソフト対策の強化によるトータルなまちづくり

ハード対策



ソフト対策



水源地におけるソフト対策のイメージ

実施主体

役場(市町村)

第三セクター

公益法人

観光協会

商工会

青年会議所

NPO法人

学校・PTA

地域活動団体

地域の有志等

ソフト対策のイメージ

▼ 総合戦略づくり

- ・地域経営戦略
- ・ランドデザイン
- ・推進体制づくり
- ・調査研究

▼ 情報発信活動

- ・広報、マーケティング
- ・水源地の重要性の啓発

▼ 人材育成活動

- ・担い手育成、組織づくり

▼ 上下流交流・連携活動

▼ 水源地・水源林保全活動

▼ 産業・観光開発活動

- ・特産品開発、観光開発

- ・地域ブランド化戦略
- ・経済的循環の仕組みづくり
- ・ハード(施設等)とソフト(地域づくり活動)の有機的な結合
- ・先行、類似事例の研究、分析

- ・市場(販路)開拓、観光客誘致
- ・観光(消費者)ニーズの分析

- ・研修、養成塾等の実施、参加
- ・専門家の招請

- ・各種の交流・体験型イベント

- ・環境学習、生態系保護、植栽、間伐、美化、水辺文化等

- ・アンテナショップ、物産展
- ・グリーンツーリズム、体験モデルツアー

水源地域におけるまちづくりの取組①

- 環境保全・美化活動
- 環境教育活動
- 伝統文化の育成



地域生活

- 山林保全活動
- 水質保全活動
- 文化財調査・保護活動



人づくり

- 上下流交流活動
- 人材育成
- 観光開発



外部交流

- ダム湖の利活用促進
- 特産品開発・販売
- 拠点施設の有効活用
- 情報発信活動



資源活用

水源地域におけるまちづくりの取組②

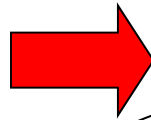


上下流連携によるソフト対策のイメージ



水源地域の課題

- ・過疎化・少子高齢化の進行
- ・地域活力の低下
- ・耕作放棄地の増加
- ・山林環境の荒廃
- ・生活できるだけの就業の場の減少



水源地域

水源林

伝統文化の調査・保護・育成

地域施設の有効活用

観光資源の掘り起こし

ボランティアによる造林活動

各種体験ツアー・イベントの実施

環境学習の実施

環境保全計画の策定

地域産品活用の商品開発

交流(経済的循環)の仕組み

知恵、情報、
お金、マンパワー

活性化計画の策定

人材育成講座・研修会

様々な能力を有する人材の派遣の支援

消費者・観光客等のニーズの分析

アンテナショップの展開
水源地域の物産情報の発信、伝播の支援

水源地域環境の啓発活動の支援

水源地域との情報交流の促進の支援

水源地域の地域資源活用の支援

ボランティア派遣の支援

都市地域

都市地域のニーズ

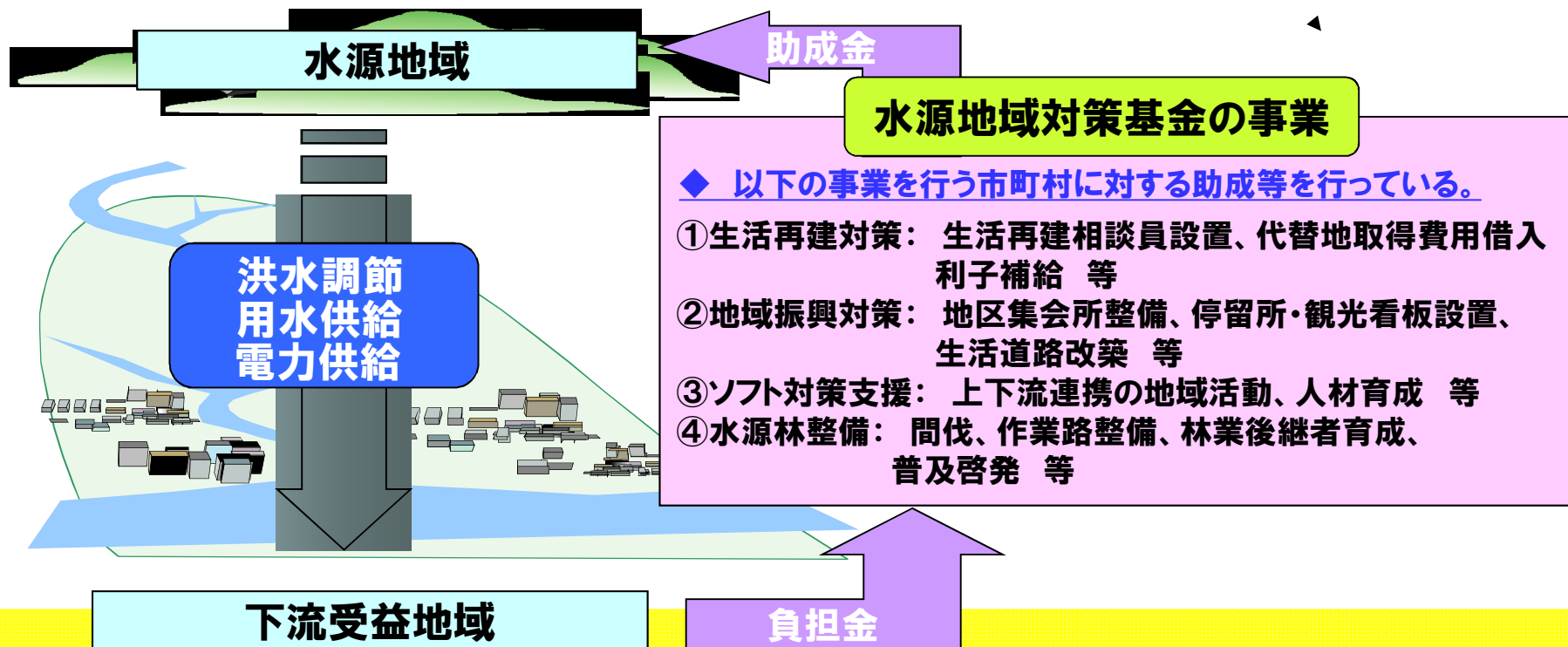
- ・環境問題への関心の高まり
- ・食の安全へのこだわり
- ・田舎暮らしへの希求
- ・多様なレクリエーション機会への希求
- ・社会貢献への関心の高まり



- 1 水源地域対策とは
- 2 水源地域対策特別措置法
(水特法)とは
- 3 ソフト対策・まちづくり
- 4 水源地域対策基金**
- 5 国のソフト施策

水源地域対策基金の概要

- 水源地域対策基金は、ダム事業者による補償及び水特法を補完し、肌理細かな生活再建・地域対策を実施するため、昭和50年代以降、上下流の地方公共団体等の出えんにより設立。



(参考)水源地域対策基金

●指定水系の水源地域対策基金

- (財)利根川・荒川水源地域対策基金
- (財)筑後川水源地域対策基金
- (財)木曾三川水源地域対策基金
- (財)吉野川水源地域対策基金
- (財)淀川水源地域対策基金
- (財)豊川水源基金

●指定水系以外で国の設立許可を受けたもの

- (財)紀の川水源地域対策基金
- (財)矢作川水源基金

- 1 水源地域対策とは
- 2 水源地域対策特別措置法
(水特法)とは
- 3 ソフト対策・まちづくり
- 4 水源地域対策基金
- 5 国のソフト施策**

生活再建相談員研修の実施(平成2年度～)

【概要】

水没関係者の生活再建相談業務に携わる市町村及び都道府県の職員等を対象とし、業務に必要となる以下のノウハウの学習、演習を行う。

- ①補償や税務等の基礎的な知識
- ②他の地域における生活再建相談の事例
- ③相談業務に関わる諸問題への対処方法 等

●カリキュラム

- 水源地域対策の現状
- 不動産関係税務
- 補償概論及び事例
- 水没移転者への接し方
- 生活再建相談業務に関わる意見交換



水源地域活性化リーダー養成研修の実施(平成13年度～)

【概要】

水源地域の市町村職員やNPO関係者等を対象とした地域リーダーの養成研修

【カリキュラム】

参加者の地域が抱える課題と解決方法に関する発表、討議、助言等

(研修の様子)



水源地域対策アドバイザーの派遣(昭和63年度～)

【概要】

ダム所在市町村からの要請により、水源地域活性化等の専門家を現地に派遣し、関係者との議論を踏まえ、活性化の方向性やその手法等について具体的な助言を行う。

(1)これまでの派遣の実績

【派遣市町村数】 41市町村

【派遣人数】 128人(延べ)

(2)指導分野

次の6つの分野において、15名の専門家にアドバイザーを委嘱している。

観光・レクリエーション、農山村振興、産業振興・工業立地、
生活再建対策、イベント企画、流域連携

(3)現在の派遣状況

毎年度、数地域を選定し、各地域に対し、
アドバイザー1名を3回派遣。

派遣に係る費用(アドバイザーへの謝金、
交通費等)は国が負担。



全国水の郷サミットの開催(平成7年度～)

毎年、全国の水の郷百選認定市町村(平成6・7年度に選定:107地域)や地域活性化に関心の高い都道府県・市町村、NPO等の関係者の参加の下、各地における活動事例の発表や共通する課題への対応等をテーマとするパネルディスカッションを実施。

**第15回全国水の郷サミットの開催
(平成21年10月15日:徳島市 パーク
ウエストン)**

**テーマ「水×人～まちは、水ともつ
と仲良くなれる～」**

主催:徳島市

**後援:国土交通省、徳島県、徳島
県市長会、徳島県町村会、(財)ダ
ム水源地環境整備センター、(財)
日本グラウンドワーク協会、全国水
源地域対策基金協議会、(株)自
治日報社 等**

